

品川区一時預かり事業（幼稚園型）補助金交付要綱

制定 令和4年4月19日 区長決定要綱第141号

改正 令和7年3月14日 区長決定要綱第 22号

（目的）

第1条 この要綱は、一時預かり事業を実施する私立幼稚園または認定こども園（以下「幼稚園等」という。）に対し、当該事業の運営に要する費用の一部を補助することについて必要な事項を定めることにより、保育を必要とする園児の適切な保護を図るとともに安心して子育てができる環境の整備を推進し、もって児童福祉の向上に寄与することを目的とする。

（補助対象事業）

第2条 この要綱で定める補助金（以下「補助金」という。）の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、第10条に定める実施の申請を行った上で、対象施設（私立幼稚園預かり保育推進補助金交付要綱（平成14年東京都要綱14生文私振第493号）に規定する補助金、品川区私立幼稚園預かり保育事業（きんだあくらぶ）補助金または品川区私立幼稚園預かり保育推進事業補助金の申請をし、または交付が決定している施設および東京都外の施設を除く。以下同じ。）が定める1日の教育課程（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条に定める教育課程をいう。以下同じ。）に係る教育時間（以下「通常の教育時間」という。）の前後（第3号に規定する事業にあっては、通常の教育時間に相当する時間およびその前後）において、当該幼稚園等の在園児等のうち希望する者を対象に実施する次の事業とする。

（1）幼稚園型 I-A

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった場合や、保護者の心理的・身体的負担を軽減するために支援が必要な場合に、イに掲げる対象児童について、主として昼間に、アに掲げる対象施設において一時的に預かり、必要な保護を行う事業

ア 補助対象施設

補助を行う対象施設は次に掲げる施設とする。

- （ア）私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人または学校教育法附則第6条の規定により学校法人以外の者が設置する同法第1条の幼稚園
- （イ）就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に基づく幼保連携型認定こども園
- （ウ）東京都認定こども園の認定要件に関する条例（平成18年東京都条例第174号）第3条1号に規定する幼稚園型認定こども園
- （エ）東京都認定こども園の認定要件に関する条例第3条2号に規定する保育所型認定こども園
- （オ）東京都認定こども園の認定要件に関する条例第3条3号に規定する地方裁量型認定こども園

イ 対象児童

主に幼稚園等に在籍する満3歳以上の子ども・子育て支援法第6条第1項に規定する小学校就学前子ども（以下「小学校就学前子ども」という。）で、通常の教育時間の前後または長期休業日等に当該幼稚園等において一時的に保護を受

ける者（品川区内に住所を有する者に限る。）

(2) 幼稚園型 I-B

長時間の預かり保育を継続的に必要とするイに掲げる対象児童について、アに掲げる対象施設において長時間の預かり保育を実施する事業

ア 補助対象施設

補助を行う対象施設は、私立幼稚園であって、次の(ア)、(イ)および(ウ)に掲げる要件をいずれ

も満たすものとする。

(ア) 通常の教育時間の前後に4時間以上（通常の教育時間との合計が9時間以上）、平日5日間および年間200日以上を預かり保育を実施すること。ただし、区長が特別な事情があると認める場合は、この限りでない。

(イ) 長時間の預かり保育を継続的に利用する者の利用定員を定めること。

(ウ) 対象児童について、月または年単位の利用申請を受けること。

イ 対象児童

私立幼稚園に在籍する満3歳以上の小学校就学前子どもで、長時間預かり保育（通常の教育時間前後に4時間以上かつ通常の教育時間との合計時間が9時間以上）を継続的に必要とすると認められる者（区内に住所を有する者に限る。）

(3) 幼稚園型 II

保育を必要とする0～2歳児の受け皿として定期的な預かり保育を実施する事業であって、次のアに掲げる対象施設において、イに掲げる対象児童を対象とするもの

ア 補助対象施設

補助を行う対象施設は、私立幼稚園とする。

イ 対象児童

子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第1条の5で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である者として認定を受けた0～2歳児とする。この場合において、2歳児が預かり保育を受けるときは、当該2歳児が3歳の誕生日を迎えた年度末まで継続して受け入れることができ、また、0歳児または1歳児が預かり保育を受けるときは、当該0歳児または1歳児が誕生日を迎えた場合でも、誕生日を迎えた年度末までは継続して誕生日を迎える前の年齢児として受け入れることとする。

（実施方法）

第3条 この要綱に基づく補助金の交付を受けようとする幼稚園等の設置者（以下「設置者」という。）は、「一時預かり事業の実施について」（令和6年3月30日付5文科初第2592号及びこ成保第191号。文部科学省初等中等教育局長及びこども家庭庁成育局長通知）の別紙「一時預かり事業実施要綱」4（2）の規定に基づき一時預かり事業を実施しなければならない。

2 設置者は、前条第3号に規定する事業については、保育所保育指針等や「幼稚園を活用した子育て支援としての2歳児の受入れに係る留意点について（平成19年3月31日文部科学省初等中等教育局長通知）」を踏まえ、0～2歳児の発達段階上の特性を踏まえた保育を行うよう留意しなければならない。

（要件）

第4条 補助事業を実施する場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各

号に定める要件を満たさなければならない。

(1) 設備基準および教育・保育の内容

児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の35第1項第2号イ、ニおよびホに定める設備および教育・保育の内容に関する基準を遵守していること。

(2) 保育室

一時預かり事業を実施する保育室を設け、その面積は1人当たり1.98平方メートル以上を確保していること。ただし、通常の教育使用する保育室または遊戯室を保育室として使用することができる。この場合において、第2条第3号の事業においては、通常の教育時間中において、当該教育課程において使用する保育室または遊戯室を保育室として使用することはできない。

(3) 職員の配置

ア 一時預かり事業に従事する者（以下「従事者」という。）の要件および配置基準は、東京都幼稚園型一時預かり事業（子ども・子育て支援交付金による幼稚園型一時預かり事業）運営費等補助金交付要綱（平成28年東京都要綱27生私振第1162号）に定める基準と同等のものを満たしていること。

イ 従事者の常勤または非常勤の別は問わないものとする。

（定員）

第5条 一時預かり事業の園児の定員は、各幼稚園等で設定することとする。この場合において、第2条第3号の事業を実施する場合は、品川区（以下「区」という。）と協議の上、定員を設定しなければならない。

（開園時間）

第6条 開園時間は、幼稚園等の通常の教育時間を含めて8時間以上とする。

（保育時間）

第7条 設置者は、当該幼稚園等の開園時間内で、保育時間を決定しなければならない。

（実施期間）

第8条 一時預かり事業は、4月1日から翌年3月31日までの1年度を通じて行うものとしなければならない。ただし、職員の減員等その他やむを得ない事由により、年度途中で当該事業を休止し、または廃止した場合であっても、補助対象とすることができる。

（利用申込み）

第9条 保護者による設置者に対する一時預かり事業の利用申込みは、一時預かりを希望する保護者からの書面によるものとする。

（実施の申請）

第10条 設置者は、補助事業を実施しようとするときは、品川区一時預かり事業（幼稚園型）実施申請書（第1号様式。以下「実施申請書」という。）に品川区長（以下「区長」という。）が必要と認める書類を添付して、提出しなければならない。

（内容変更等の申請等）

第11条 設置者は、次の各号に掲げる事由に該当するときは、それぞれ当該各号に定める申請書または届に必要書類を添付して、区と事前に協議した上で区長へ提出しなければならない。

(1) 補助事業の内容を変更するとき。

品川区一時預かり事業（幼稚園型）内容変更申請書（第2号様式）

(2) 補助事業を休止するとき。

品川区一時預かり事業（幼稚園型）届（休止届）（第3号様式）

(3) 補助事業を廃止するとき。

品川区一時預かり事業（幼稚園型）届（廃止届）（第4号様式）

（届出の承認）

第12条 区長は、前2条の規定により提出された申請書または届出書の内容を審査し、内容を承認する場合は品川区一時預かり事業（幼稚園型）に係る承認通知書（第5号様式）により、内容を承認しない場合は品川区一時預かり事業（幼稚園型）に係る却下通知書（第6号様式）により設置者へ通知するものとする。

（保育料）

第13条 設置者は、幼稚園等が別に定める保育料を保護者から徴収することができる。

2 設置者は、園児の保育に直接必要なものに要する経費の実費相当額について、前項の保育料のほか、別に徴収することができる。

3 設置者は、前2項の保育料および経費の実費相当額の設定に当たっては、その総額がこの要綱に基づき交付を受ける補助金の額を超えない範囲となるように努めるものとする。

（補助金の種類および金額）

第14条 補助金の金額は、年度ごとに、次の各号の補助金の種別に応じ、当該各号に定める金額とする。

(1) 運営費補助金

別表の1に定める単価および同表の2に定める算出方法により算出された額。ただし、補助事業の実施に係る実支出額が当該算出された額を下回った場合は、実支出額を限度とする。

(2) 小規模保育施設等連携加算

第2条第2号に規定する事業を行い、かつ、次に定める要件をすべて満たす私立幼稚園に、別表の3に定める補助額を交付する。

ア 対象施設が東京都内の小規模保育施設等との間で、連携に係る協定等を書面にて締結していること。

イ 対象施設において、小規模保育施設等の卒園児の優先利用枠を設け、補助金交付年度中に少なくとも3名以上受け入れた実績があること。

ウ 対象施設において、次の（ア）から（ウ）までの全てを実施し、小規模保育施設等の支援に努めることにより、卒園児の受入れ環境を整備すること。

（ア）小規模保育施設等の事業者からの相談に対する保育内容等の助言

（イ）小規模保育施設等の卒園児に対する園庭の開放

（ウ）小規模保育施設等との集団保育や施設間の交流保育

エ 対象施設において、小規模保育施設等との連携に係る教諭を1名以上配置すること。

(3) 開設準備経費

開設にあたり必要な改修、備品、事務用品等の経費について、別表の4に定める補助額を限度として実支出額。ただし、事業開設の初年度のみ交付とする。

(4) 保育体制充実加算

第2条第1号または第2号に規定する事業を行い、かつ、次に定める要件のうちアまたはイを満たした上でウおよびエを満たす私立幼稚園について別表の5(1)に規定する補助額、アまたはイを満たした上でウおよびオを満たす私立幼稚園について同表の5(2)に定める補助額。この場合において、同表の5(1)と5(2)は併せて受給することはできない。

ア 平日および長期休業中の双方において、原則11時間以上（平日については教育時間を含む。）の預かりを実施していること。

イ 平日および長期休業中の双方において、原則9時間以上（平日については教育時間を含む。）の預かりを実施するとともに、休日において40日以上の預かりを実施していること。

ウ 第2条第1号および第2条第2号に規定する事業の年間延べ利用児童数が2,000人超の施設であること。

エ 児童福祉法施行規則第56条第1項の規定による読み替え後の第36条の35第1項第2号ロおよびハに基づき配置する者（以下「教育・保育従事者」）が全て保育士または幼稚園教諭普通免許状保有者であること。また、預かり保育を実施している時間帯において、当該教育・保育従事者の数は2名を下ることがないこと。

オ 教育・保育従事者の概ね2分の1以上を保育士または幼稚園教諭普通免許状保有者とすること。また、預かり保育を実施している時間帯において、当該教育・保育従事者の数は2名を下ることがないこと。

(5) 就労支援型施設加算

第2条第1号または第2号に規定する事業を行い、かつ、次に定める要件をすべて満たす私立幼稚園について、別表の6に定める補助額

ア 平日および長期休業中の双方において、8時間以上（平日については教育時間を含む。）の預かりを実施していること。

イ 次の（ア）から（ウ）までのいずれかの要件を満たしていること。

（ア）特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第42条に規定されている連携施設となっていること。

（イ） 3以上の区市町村から園児を受け入れていること。

（ウ） 第2条第1項第3号に規定する事業を実施していること。

ウ 預かり保育に係る教育・保育従事者とは別に本事業の事務を担当する職員が配置されていること。

(6) 東京都就労支援型施設加算

第2条第2号に規定する事業を行い、かつ、預かり保育に係る教育・保育従事者とは別に本事業の事務を担当する職員が配置されている私立幼稚園に、別表の7に定める補助額

(7) 東京都2歳児受入加算

第2条第2号に規定する事業を行い、かつ、つぎに定める要件をすべて満たす私立幼稚園について、別表の8に定める補助額

ア 週3日かつ4時間以上、2歳児の受入を実施していること。

イ 東京都在住の2歳児で、預かり保育を継続的に必要とすると認められる者（以下「都対象2歳児」という。）を補助金交付年度中に少なくとも3名以上受け入れた実績があること。

ウ 2歳児の受入可能定員や月または年単位の利用料を設定し、園則等に記載するなど事業の明確化を図っていること。

エ 次の（ア）から（ウ）までの取組を行う教諭が1名以上配置されていること。

（ア） 2歳児の受入に伴う2歳児特有の発達、教育への理解、ノウハウの蓄積

（イ） 3歳児以降の幼稚園教育に円滑に接続するための教育課程等の整備

（ウ） 園生活を送る様々な年齢の子どもが快適に過ごせるための職員の関わり方、組織体制や環境の整備

オ 都対象2歳児と在籍園児が混在しないよう、明確に区別し運用管理を行われていること。

カ 2歳児の受入れに当たっては、在籍園児の教育環境に影響を及ぼさない範囲で行われていること。

キ 保護者からの希望があれば、3歳児以降も引き続き対象施設で受け入れる体制があること。

2 補助金は、当該年度の予算の範囲内で交付するものとする。

(交付の申請)

第15条 設置者は、補助金の交付を受けようとする場合において、年度ごとに事業を実施する年度の3月31日（区長がやむを得ないと認める場合にあっては、区長が指定する日）までに品川区一時預かり事業（幼稚園型）補助金交付申請書（第7号様式。以下「申請書」という。）および品川区一時預かり事業（幼稚園型）年間計画書（第8号様式）に必要書類を添付して、区長に提出しなければならない。

2 補助金の変更申請については、区と事前に協議の上、必要書類を添付して、第7号様式を区長に提出しなければならない。

(交付の決定等)

第16条 区長は、前条の規定による交付申請を受けたときは、申請書および関係書類を審査し、予算の範囲内で補助金の交付の可否を決定し、補助金の交付を決定したときはその決定内容およびこれに付した条件を品川区一時預かり事業（幼稚園型）補助金交付決定通知書（第9号様式）により、不交付を決定したときは品川区一時預かり事業（幼稚園型）補助金不交付決定通知書（第10号様式）により、速やかに当該設置者に通知する。

2 区長は、補助金の交付が暴力団（品川区暴力団排除条例（平成24年品川区条例34号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の組織としての活動を助長し、または暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるときは、補助金の交付を決定しないこととする。

(権利譲渡の禁止)

第17条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた設置者（以下「補助事業者」という。）は、その権利を第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。

(補助金の交付請求)

第18条 補助事業者は、交付の決定の通知を受けた後、当該事業を実施した年度の3月31日（区長がやむを得ないと認める場合にあっては、区長が指定する日）までに品川区一時預かり事業（幼稚園型）補助金交付請求書（第11号様式）を提出し、補助金の交付を受けなければならない。

(補助金の交付)

第19条 区長は、前条の規定により補助金の交付の請求があったときは、当該補助事業者に対し速やかに補助金を交付するものとする。

(実績報告)

第20条 補助事業者は、当該会計年度終了後2か月以内に品川区一時預かり事業（幼稚園型）補助金事業実績報告書（第12号様式。以下「実績報告書」という。）に必要書類を添付して、区長に提出しなければならない。

2 区長は、実績報告書の提出があったときは、当該実績報告書を審査し、必要があると認めたときは、事業の成果が補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査するものとする。

(交付決定の取消し)

第21条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付

の決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
 - (3) 補助金の交付の決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。
 - (4) 次条の規定による立入り、調査もしくは検査を拒み、または改善指導に従わないとき。
 - (5) 前各号に掲げるほか、区長が不相当と認めたとき。
- 2 前項各号に掲げる場合のほか、区長は、補助金の交付が暴力団の組織としての活動を助長し、または暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるときは、補助金の交付の決定の全部を取り消すものとする。
- 3 区長は、前2項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、その内容を品川区一時預かり事業（幼稚園型）補助金交付決定取消通知書（第13号様式。）により、速やかに当該補助事業者へ通知するものとする。
- （補助金の返還）

第22条 区長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分について、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を当該補助事業者へ命じるものとする。

（違約加算金）

第23条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命じられたときは、当該命令に係る補助金を受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間においては既納付額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（当該金額が100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

（補助金の一時停止）

第24条 区長は、この要綱またはこの要綱以外の規程に基づき交付されている補助金の返還を命じられた補助事業者が、当該補助金または違約加算金の全部または一部を納付しない場合において、この要綱に基づき交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、または当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

（財産処分の制限）

第25条 補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した不動産および従物ならびに価格が単価50万円以上の機械および器具については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成27年12月4日内閣府告示第424号）に定める期間を経過するまで、区長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。

2 補助事業者は、賃借している建物について、補助事業により取得したものまたは効用の増加した部分につき、造作買取請求権その他の権利が生じたときは、その処理につき区長の承認を受けなければならない。

（財産処分に伴う収入の納付）

第26条 区長は、補助事業者が承認を受けて前条に規定する財産を処分することにより収入を得た場合には、その収入の全部または一部を区に納付させることができる。

（関係事業との調整）

第27条 区長は、補助事業者が実施する一時預かり事業等において、開設準備経費または本要綱で対象とする園児預かりに係る運営費（第14条第1項第1号に規定する運営費補助金を除く。）について、国または他の地方公共団体の要綱等の規定により

補助金の交付を受けている場合は、この要綱に基づく補助金は交付しない。

(関係書類の整備保管)

第28条 補助事業者は、補助事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整備し、区長の求めに応じて提出できるようにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿および書類を補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第29条 この要綱に定めのない事項については、品川区補助金等交付規則(昭和39年品川区規則第4号)の定めるところによる。

(委任)

第30条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の適用に関し必要な事項は、子ども未来部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

別表（第14条関係）

1 単価

(1) 基本分（平日の教育時間前後や長期休業日の利用）（幼稚園型 I-A、幼稚園型 I-B（ウを除く。））	
ア 年間延べ利用児童数が2,000人を超える施設（在籍児童）	
①平日	400円
②長期休業日（8時間未満）	400円
③長期休業日（8時間以上）	800円
イ 年間延べ利用児童数が2,000人以下の施設（在籍児童）	
①平日	(1,600,000円÷年間延べ利用児童数) - 400円 (10円未満切捨て)
②長期休業日（8時間未満）	400円
③長期休業日（8時間以上）	800円
ウ 在籍園児以外の児童分（在籍児童以外）	800円
(2) 休日分（土曜日、日曜日および国民の休日等の利用）（幼稚園型 I-A、幼稚園型 I-B）	800円
(3) 長時間加算（幼稚園型 I-A、幼稚園型 I-B）	
ア (1)ア①、同ア③、同イ①及び同イ③	
①超えた利用時間が2時間未満	150円
②超えた利用時間が2時間以上3時間未満	300円
③超えた利用時間が3時間以上	450円
イ (1)ア②及び同イ②	

	①超えた利用時間が2時間未満	100円
	②超えた利用時間が2時間以上3時間未満	200円
	③超えた利用時間が3時間以上	300円
ウ (1)ウ		
	①超えた利用時間が2時間未満	150円
	②超えた利用時間が2時間以上3時間未満	300円
	③超えた利用時間が3時間以上	450円
(4) 特別な支援を要する児童分 (幼稚園型 I-A、幼稚園型 I-B)		
	<p>以下のいずれかの要件を満たす児童を受け入れており、第4条第3号に規定する職員配置基準に基づく職員配置とは別に1人以上教育・保育従事者を配置する場合に適用する。</p> <p>1 教育時間内において特別な支援を要するとして、すでに多様な事業者の参入促進・能力活用事業（認定こども園特別支援教育・保育経費）や都道府県による補助事業等の対象となっている児童</p> <p>2 特別児童扶養手当証書を所持する児童、身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者福祉手帳を所持する児童、医師、巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見等により障害を有すると認められる児童その他の健康面・発達面において特別な支援を要すると区長が認める児童</p>	4,000円
(5) 都単独加算 (幼稚園型 I-B)		
	ア 第2条第2号に規定する実施体制を備えた対象施設における対象児童の利用	500円

イ アの実施体制を備え、平日5日間、年間240日以上、11時間以上の預かり保育をしている対象施設における対象児童の利用	1,000円
(6) 2歳児(幼稚園型Ⅱ)	
ア 年間延べ利用児童数が1,500人以上の施設	
① 基本分(8時間)	2,650円
② ①を超えた利用時間が2時間未満	330円
③ ①を超えた利用時間が2時間以上3時間未満	660円
④ ①を超えた利用時間が3時間以上	990円
イ 年間延べ利用児童数が1,500人未満の施設	
① 基本分(8時間)	2,250円
② ①を超えた利用時間が2時間未満	280円
③ ①を超えた利用時間が2時間以上3時間未満	560円
④ ①を超えた利用時間が3時間以上	840円
(7) 1歳児(幼稚園型Ⅱ)	
① 基本分(8時間)	2,250円
② ①を超えた利用時間が2時間未満	280円
③ ①を超えた利用時間が2時間以上3時間未満	560円
④ ①を超えた利用時間が3時間以上	840円
(8) 0歳児(幼稚園型Ⅱ)	

① 基本分（8時間）	4,500円
② ①を超えた利用時間が2時間未満	560円
③ ①を超えた利用時間が2時間以上3時間未満	1,120円
④ ①を超えた利用時間が3時間以上	1,680円

※長時間加算（1）ア①②およびイ①②については4時間または教育時間との合計が8時間、（1）ア③、同イ③および（2）については8時間を超えた場合に加算する。

2 単価の算出方法

次に掲げる額を合計した額とする。ただし、幼稚園型I-A、幼稚園型I-Bの総額は、1施設当たり10,223,000円を限度とする（なお、待機児童または特別な支援を要する児童の受入促進に資する措置（（1）ア③、同イ③、（3）、（4）または（5））に係る基準額を適用したことにより、10,223,000円を超えた場合はこの限りではない。）。

（1）基本分の額	基本分単価×基本分の利用に係る年間延べ利用児童数
（2）休日分の額	休日分単価×休日分の利用に係る年間延べ利用児童数
（3）長時間加算の額	長時間加算単価×長時間加算の利用に係る年間延べ利用児童数
（4）特別な支援を要する児童分の額	特別な支援を要する児童に対する補助額単価×特別な支援を要する児童に対する補助の利用に係る年間延べ利用児童数
（5）都単独加算の額	都単独加算単価×都単独加算の利用に係る年間延べ利用児童数
（6）2歳児の額	2歳児基本分単価×2歳児基本分の利用に係る年間延べ利用児童数
（7）1歳児の額	1歳児基本分単価×1歳児基本分の利用に係る年間延べ利用児童数
（8）0歳児の額	0歳児基本分単価×0歳児基本分の利用に係る年間延べ利用児童数

3 小規模保育施設等連携加算（年額）（幼稚園型I-B）

1園当たり	4,000,000円
-------	------------

4 開設準備経費（年額）

1園当たり	幼稚園型Ⅰ 限度額 4,000,000円
1園当たり	幼稚園型Ⅱ 限度額 4,000,000円

※補助金交付年度中に支払われたものに限る。

※幼稚園型Ⅰ-A、幼稚園型Ⅰ-Bを併用して実施する場合は、合わせて4,000,000円とする。

※幼稚園型Ⅰ、幼稚園型Ⅱを併用して実施する場合は、それぞれについて、開設準備経費の対象とする。ただし、補助対象の重複や別事業のものを含めて申請しないようにすること。

5 保育体制充実加算（年額）（幼稚園型Ⅰ-A、幼稚園型Ⅰ-B）

(1) 第14条(4)アまたはイを満たした上で、ウおよびエの要件を満たした場合1園当たり	2,892,400円
(2) 第14条(4)アまたはイを満たした上で、ウおよびオの要件を満たした場合1園当たり	1,446,200円

※幼稚園型Ⅰ-Aと幼稚園型Ⅰ-Bを併用している場合は、それぞれ合わせて、2,892,400円または1,446,200円とする。

6 就労支援型施設加算（年額）（幼稚園型Ⅰ-A、幼稚園型Ⅰ-B）

1園当たり	1,383,200円
-------	------------

※ただし、預かり保育に係る教育・保育従事者とは別に配置する職員の配置月数（1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。）が6月に満たない場合は、1園当たり年額を691,600円とする。

※幼稚園型Ⅰ-Aと幼稚園型Ⅰ-Bを併用している場合は、それぞれ合わせて、1,383,200円または691,600円とする。

7 東京都就労支援型施設加算（年額）（幼稚園型Ⅰ-B）

1園当たり	1,383,200円
-------	------------

※ただし、預かり保育に係る教育・保育従事者とは別に配置する職員の配置月数（1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。）が6月に満たない場合は、1園当たり年額を691,600円とする。

8 東京都2歳児受入加算（年額）（幼稚園型Ⅰ-B）

1園当たり	2,340,000円
-------	------------

第2号様式（第11条関係）

品川区一時預かり事業（幼稚園型）内容変更申請書

年 月 日

品川区長 あて

幼稚園名		
所在地		
設置者	住所	
	名称	
	代表者氏名	

品川区一時預かり事業（幼稚園型）補助金交付要綱第11条の規定により、一時預かり事業（幼稚園型）の内容の変更を申請します。

記

1 変更年月日

年 月 日

2 変更の事項

（実施場所・開園時間・一時預かり利用定員等）

3 変更の内容

(1) 変更前

(2) 変更後

4 変更の理由

5 補助金交付申請額の変更

あり なし

品川区一時預かり事業（幼稚園型）届（休止届）

年 月 日

品川区長 あて

幼稚園名		
所在地		
設置者	住所	
	名称	
	代表者氏名	

品川区一時預かり事業（幼稚園型）補助金交付要綱第11条の規定により、一時預かり事業（幼稚園型）届を提出します。

記

1 休止の期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 休止の内容および理由

3 一時預かり事業（幼稚園型）利用園児および従事職員の処遇について

4 補助金交付申請額の変更

あり なし

品川区一時預かり事業（幼稚園型）届（廃止届）

年 月 日

品川区長 あて

幼稚園名		
所在地		
設置者	住所	
	名称	
	代表者氏名	

品川区一時預かり事業（幼稚園型）補助金交付要綱第11条の規定により、一時預かり事業（幼稚園型）届を提出します。

記

1 廃止年月日

年 月 日

2 廃止の理由

3 一時預かり事業（幼稚園型）利用園児および従事職員の処遇について

4 補助金交付申請額の変更

あり なし

第5号様式（第12条関係）

発第 号
年 月 日

幼稚園設置者 様

品川区長



品川区一時預かり事業（幼稚園型）に係る承認通知書

年 月 日付で届出のあった品川区一時預かり事業（幼稚園型）
（ ）について内容を審査した結果、内容を承認することと決定したので
通知します。

記

1 承認の内容

2 承認決定日

年 月 日

第6号様式（第12条関係）

発第 号
年 月 日

幼稚園設置者 様

品川区長



品川区一時預かり事業（幼稚園型）に係る却下通知書

品川区一時預かり事業（幼稚園型）補助金交付要綱第12条により、一時預かり事業（幼稚園型）の申請を却下いたします。

記

1 施設名

2 却下理由

3 却下決定日

年 月 日

年度 品川区一時預かり事業（幼稚園型）補助金交付申請書

年 月 日

品川区長あて

幼稚園名		
所在地		
設置者	住所	
	名称	
	代表者氏名	

品川区一時預かり事業（幼稚園型）補助金交付要綱第15条の規定により、品川区一時預かり事業補助金の交付について、下記のとおり申請します。

記

- 補助事業の名称 品川区一時預かり事業（幼稚園型）
- 補助事業の目的 地域の子育て家庭支援のため、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった園児を保育することで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童福祉の向上を図る。
- 補助事業の内容 別紙年間計画書のとおり
- 補助金交付申請額 金 円
- 補助事業完了予定日 年 月 日

品川区長 あて

		年 月 日
幼稚園名		
所在地		
設置者	住所	
	名称	
	代表者氏名	

1 基礎情報

(1) 幼稚園型Ⅰ 実施体制

■実施日数・時間等

	実施日数(日)	開所時刻	
		～	
平日		～	
長期休業日		～	
休日(土日・祝日等)		～	
合計			

1週当たり預かり保育実施日数(日)	教育時間(時間)	1日当たり預かり保育時間(時間)

TOKYO子育て応援幼稚園

加算数単価	
1日当たりの開所時間が9時間以上、預かり保育年間200日以上実施の場合	500
1日当たりの開所時間が11時間以上、預かり保育年間240日以上実施の場合	1000

■施設当たり年間延べ利用者数

【平日分】施設当たり年間延べ利用者数	
【長期休業日分】施設当たり年間延べ利用者数	
【平日分+長期休業日分】施設当たり年間延べ利用者数	
【休日分】施設当たり年間延べ利用者数	
【特別な支援を要する児童分】施設当たり年間延べ利用者数	

平日分追加単価	
施設当たり年間延べ利用者数2000人を一超える場合は〇 一超えない場合は人数を記入	

※ 年度当初には、年間延べ利用者数の見込数を記入ください。

※ 『施設当たり年間延べ利用者数』は『在籍園児分』の単価を適用する利用者のみを数え、『在籍園児以外の児童分』および『特別な支援を要する児童分』の単価を適用する利用者は数えません。

※ 年度当初の見込みと実績に差異があり、適用する単価が変わる場合、年度末に補助を増減することで調整することがあります。

(2) 幼稚園型Ⅱ・都2歳児受入れ 実施体制

■実施日数・時間等

1週当たり預かり保育実施日数(日)	1日当たり預かり保育時間(時間)	利用定員(人)	年間延べ利用者数 ※2歳児以下のみ

幼稚園型Ⅱ申請有無	
-----------	--

※有の場合で、申請区市町村在籍の2歳児を受け入れている場合は、月別利用児童数へ2歳児受入れ実績を記入すること

■以下TOKYO子育て応援幼稚園で、週3日・1日4時間以上の2歳児受入れをしている場合は回答すること。

要件	
①週3日、4時間以上の2歳児の受入れを実施している	
②補助金交付年度中に少なくとも対象児童を3名以上受け入れた実績がある ※対象児童は区市町村が保育の必要性を認められた2歳児（3号認定の2歳児）となります。	
③補助金交付年度中に幼稚園型Ⅱを実施する又は令和6年度までに幼稚園型Ⅱを実施する計画がある	
④2歳児の受入れ可能定員や月又は年単位の利用料を設定し、園則等に記載するなど事業の明確化を図っている	
⑤次の(1)から(3)までの取組を行う教諭を1名配置している (1)2歳児受入れに伴う2歳児特有の発達・教育への理解、ノウハウの蓄積 (2)3歳以降の幼稚園教育に円滑に接続するための教育課程等の整備 (3)園生活を送る様々な年齢の子供が快適に過ごせるための職員の間取り、組織体制や環境の整備 ※教諭の配置が分かる書類(体制表など)を別途提出ください。	
⑥対象の2歳児と在籍園児が混在しないよう、明確に区別し運用管理を行っている	
⑦2歳児の受入れに当たって、在籍園児の教育環境に影響を及ぼさない範囲で行っている	
⑧保護者からの希望があれば、3歳以降も引き続き対象施設で受け入れる体制がある	

2歳児受入れ額加算	
補助額	
都補助基準額	2,340,000

2 保育体制充実加算

該当の有無 ※該当する場合は「有」を選択		
要件	①平日及び長期休業中の双方において、原則11時間以上（平日については教育時間を含む）の預かりを実施している	
	②平日及び長期休業中の双方において、原則9時間以上（平日については教育時間を含む）の預かりを実施するとともに、休日において40日以上預かりを実施している	
	③年間延べ利用児童数が2000人超の施設である	
	④児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省第11号）第36条の35第2号ロ（附則第56条第1項において読替え）及びハに基づき配置する者（以下「教育・保育従事者」）をすべて、もしくは概ね2分の1以上が保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者である。また、当該教育・保育従事者の数は2名を下らない	
○を選択した要件については、年間を通じて満たしている		

補助額	
国基準額	2,892,400
	1,446,200

3 【国】就労支援型施設加算

該当の有無 ※該当する場合は「有」を選択		
要件	①平日及び長期休業中の双方において、8時間以上の預かり保育を実施している	
	②小規模保育事業等と連携している ※連携していることが分かる書類（連携協定書など）を別途提出ください	
	③追加で事務職員を配置している ※事務職員の配置が分かる書類（体制表など）を別途提出ください。	
事務職員の配置月数（6月未満・6月以上から選択）		

補助額	
国基準額	

4 開設準備経費（幼稚園Ⅰ）

該当の有無 ※該当する場合は「有」を選択	
-------------------------	--

補助額	
国基準額	4,000,000

5 開設準備経費（幼稚園Ⅱ）

該当の有無 ※該当する場合は「有」を選択	
-------------------------	--

補助額	
国基準額	4,000,000

6 小規模保育施設等連携加算（TOKYO子育て応援幼稚園である場合のみ回答すること。）

該当の有無 ※該当する場合は「有」を選択		
要件	①小規模保育事業、事業所内保育事業又は家庭的保育事業と連携している ※連携していることが分かる書類（連携協定書など）を別途提出ください	
	②連携に係る教員を1名配置している	
	③交付年度中に卒園児を3名以上受け入れる予定である	

補助額	
都補助基準額	4,000,000

7 【都】就労支援型施設加算（TOKYO子育て応援幼稚園である場合のみ回答すること。）

該当の有無 ※該当する場合は「有」を選択		
要件	追加で事務職員を配置している ※事務職員の配置が分かる書類（体制表など）を別途提出ください。	
	事務職員の配置月数（6月未満・6月以上から選択）	

補助額	
国基準額	

幼稚園設置者 様

品川区長



品川区一時預かり事業（幼稚園型）補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった品川区一時預かり事業（幼稚園型）補助金について、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

1 交付決定額
金 円

2 補助条件

品川区一時預かり事業（幼稚園型）補助金交付要綱の規定を遵守すること。

3 その他

- （1）この補助金に関して、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第7項の規定に基づき、本区監査委員の監査を受けることがある。
- （2）この補助金に関して、法第221条第2項の規定に基づき、区長は補助事業の状況を調査し、または報告を求めることがある。
- （3）この交付決定の内容またはこれに付された条件に異議があるときは、この交付の決定の通知を受けた日から14日以内に申請を取り下げることができる。

第10号様式（第16条関係）

発第 号
年 月 日

幼稚園設置者 様

品川区長



品川区一時預かり事業（幼稚園型）補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった品川区一時預かり事業（幼稚園型）補助金について、
下記の理由により不交付と決定しましたので、通知します。

記

1 不交付の理由

品川区一時預かり事業（幼稚園型）補助金交付請求書

（ 年 月分～ 年 月分）

金額	億	千	百	十	万	千	百	十	円
----	---	---	---	---	---	---	---	---	---

ただし、 年 月 日付 第 号により交付決定された
 年度品川区一時預かり事業（幼稚園型）補助金として、品川区一時預かり事業（幼稚園型）補助金交付要綱第18条の規定により、上記金額を請求します。

年 月 日

品川区長 あて

幼稚園名		
所在地		
設置者	住所	
	名称	
	代表者氏名	印

発行責任者所属・氏名
 担当者氏名所属・氏名
 電話番号

1 運営費補助金

		補助単価 (円)	延べ利用人数 合計 (人)	小計 (円)	合計 (円)	
幼稚園型 I A	幼稚園在籍園児	平日				
		うち長時間	2時間未満	150		
			2～3時間	300		
			3時間以上	450		
		長期休業日 (8時間未満)	400			
		うち長時間	2時間未満	100		
			2～3時間	200		
			3時間以上	300		
		長期休業日 (8時間以上)	800			
	うち長時間	2時間未満	150			
		2～3時間	300			
		3時間以上	450			
	休日	800				
	うち長時間	2時間未満	150			
		2～3時間	300			
3時間以上		450				
在籍園児以外	平日+休日	800				
	うち長時間	2時間未満	150			
		2～3時間	300			
		3時間以上	450			
特別な支援を要する児童		4,000				

(裏面へ続く)

		補助単価 (円)	延べ利用人数 合計 (人)	小計 (円)	合計 (円)	
幼稚園型 I B	平日					
	都加算					
	うち 長時間	2時間未満	150			
		2～3時間	300			
		3時間以上	450			
	長期休業日 (8時間以上)	800				
	都加算					
	うち 長時間	2時間未満	150			
		2～3時間	300			
		3時間以上	450			
	休日	800				
	都加算					
	うち 長時間	2時間未満	150			
		2～3時間	300			
3時間以上		450				
特別な支援を要する児童	4,000					
都加算						
幼稚園型 II	基本分(2歳児)					
	うち 長時間	2時間未満				
		2～3時間				
		3時間以上				
	基本分(1歳児)	2,250				
	うち 長時間	2時間未満	280			
		2～3時間	560			
		3時間以上	840			
	基本分(0歳児)	4,500				
	うち 長時間	2時間未満	560			
		2～3時間	1,120			
		3時間以上	1,680			
				合計(円)		

2 小規模保育施設等連携加算

合計(円)

3 開設準備経費補助金(領収証添付)

幼稚園型 I	改修費	備品	事務用品	その他	合計(円)
金額					
幼稚園型 II	改修費	備品	事務用品	その他	合計(円)
金額					

4 保育体制充実加算

合計(円)

5 就労支援型加算

合計(円)

6 東京都就労支援型施設加算

合計(円)

7 東京都2歳児受入加算

合計(円)

年度 品川区一時預かり事業（幼稚園型）補助金実績報告書

品川区長 あて

		年	月	日
幼稚園名				
所在地				
設置者	住所			
	名称			
	代表者氏名			

年度品川区一時預かり事業（幼稚園型）補助金交付要綱第20条の規定に基づき、一時預かり事業（幼稚園型）補助金に係る事業実績について、下記のとおり報告します。

記

1 交付を受けた補助金の額

区分	各補助基準額	①補助基準額	②支出額合計	③収入額合計	④補助対象経費 (②-③)	⑤補助額 (①と④を比較して少ない方)
運営費	幼稚園型ⅠA					
	幼稚園型ⅠB					
	幼稚園型Ⅱ					
	★都2歳児受入れ加算					
	★保育体制充実加算					
	★【国】就労支援型施設加算					
	★小規模保育施設連携加算					
	★【都】就労支援型施設加算					
★開設準備経費						
					合計	

運営費に係る「①補助基準額」は支弁台帳により算出された金額となります。

★のついた加算は、施設所在区市町村へ申請をする際に記入します。（他区市町村に在住する園児分の申請の場合は★のついた加算額の記載は不要）

（裏面へ続く）

